

運営等の状況をお知らせします

■ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

勤務時間の概要

1週間：38時間45分 原則 月～金曜日

8:30	12:00	13:00	17:15
休憩時間			

休暇制度の種類・概要等

年次有給休暇：1年につき最高20日間付与されます。

病欠休暇：勤労意欲があっても負傷又は疾病のために勤務することができない職員に対し、医師の証明等に基づき最小限度必要と認められる期間、治療に専念させる目的で設けられた有給の休暇です。

特別休暇：忌引など特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇です。

介護休暇：配偶者、子、職員又は配偶者の父母などの親族で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者を介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇です。

年次有給休暇の取得状況

期 間	取得日数
H25.1.1～H25.12.31	10.8日

育児休業等の取得状況

育児休業を新規に取得した職員は、いませんでした。

育児部分休業を新規に取得した職員は、いませんでした。

時間外勤務の状況

一般職員の月当たり平均時間外勤務時間は、3.5時間となっており、平成24年度(2.75時間)と比べ、若干増加しています。

主な、時間外勤務の内容は、税の賦課事務、選挙事務、時間外における各種会議・イベントの事務などです。

■ 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

分限処分の状況

分限処分を受けた者は、1名(病欠退職)でした。

懲戒処分の状況

懲戒処分を受けた者は、1名(停職)でした。

■ 職員のサービスの状況

職務専念義務免除の状況

研修を受ける場合や厚生事業に参加する場合その他任命権者が定める場合に、任命権者の承認を得て、職務専念義務が免除されることがあります。

承認件数は、総合検診を受診する場合35件、昇任試験1件となっています。

営利企業等従事の許可状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社等の役員を兼ねたり、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事等してはならないとされています(地方公務員法第38条)。

許可は3件で、消防団、各種委員等となっています。

■ 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

研修の概要

実施した研修の延べ研修人員は、174人です。

職員の勤務成績の評定方法及び活用方法等の概要等

当町において実施している評価制度の概要は、以下のとおりです。

【勤務評定の方法】

職員が担当する事務の種類及びその複雑性と責任の度に応じて判定しています。

【評定の種類及び時期】

定期評定と特別評定とし、定期評定は、毎年3月1日及び9月1日を基準日とし、特別評定は、条件附採用期間中の職員が5か月経過したときに実施します。

【対象者】

原則として、すべての常勤職員(技能労務職を除く。)及び再任用短時間勤務職員を対象としています。

【評定の措置】

任命権者は、勤務評定の結果に応じた適切な措置を講じ、成績良好な職員については、これを優遇し、及び活用するとともに、成績良好でない職員については、執務上の指導研修の実施、配置転換その他適当と認める措置を行っています。さらに、この結果は、勤勉手当や普通昇給の査定に活用しています。

■ 職員の福祉及び利益の保護の状況

福利厚生制度の概要

職員の共済制度を運用・実施する主体は、埼玉県市町村職員共済組合です。

その他の福利厚生制度として、職員のための任意の互助組織として「職員親睦会」を組織し、福利厚生事業やレクリエーション事業を実施しています。

福利厚生制度に係る町の負担状況

共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛金と使用者である町の負担金によって賄われています。町の負担金の率は法定されており、1億1,017万9千円の負担金を支出しました。

また、職員検診の費用として21万6千円支出しましたが、職員親睦会に対する補助金は支出していません。

公務災害の発生状況

公務災害及び通勤災害の申請・認定はありませんでした。

公平委員会の業務の状況

1 勤務条件に関する措置の要求の状況

措置要求案件は、1件でした。

※措置要求

職員が、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求すること。

2 不利益処分に関する不服申立ての状況

不服申立て案件はありませんでした。

※不利益処分

職員の地位又はその身分取扱に関する不利益な処分

懲戒処分(免職・停職・減給・戒告)

分限処分(免職・休職・降給・降任)等